

一般社団法人日本小児血液・がん学会 診療ガイドライン委員会規程

(名称)

第1条 この委員会は、一般社団法人日本小児血液・がん学会診療ガイドライン委員会（以下「委員会」）という。

(目的)

第2条 一般社団法人日本小児血液・がん学会定款第4条および定款細則14条に基づき、小児血液・がん診療ガイドラインに関する事項について検討することを目的とする。

(業務)

第3条 委員会は前条の目的を達成するために行う業務は以下の通りとする。

- ① 小児血液・がん診療ガイドラインの作成
- ② 小児血液・がん診療ガイドラインの普及
- ③ 小児血液・がん診療ガイドラインの改訂
- ④ その他小児血液・がん診療に関するガイドライン業務

(組織)

第4条 委員会は委員長、副委員長および委員8名をもって構成する。

2. 委員長は委員会を代表し、委員会の業務を統括する。
3. 委員は委員長と共に委員会を組織し、委員会の業務を執行する。
4. 委員長は本委員会の審議に必要と認めるものをオブザーバーとして招聘することができる。

(会議等)

第5条 会議は必要に応じて、委員長が招集する。

2. 会議は委任状を含めて委員の3分の2以上の出席を持って会議の成立とする。
3. 議決は会議に参加した委員全員の合議とする。委員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の委員会の決議があったものとみなす。

4. 委員長は会議を招集し、会議を進行し業務を総括する。委員長が不在の場合は副委員長がその業務を代行する。

(任期)

第6条 委員長・副委員長・委員の任期は定款施行細則第15条に従う。

(委員会内規)

第7条 委員会業務を遂行するための内規を別途定める場合は、理事会での承認を必要とする。

(規程の改廃)

第8条 この規程は理事会の承認を得て改廃できる。

附則

1. この規程は平成28年1月27日より施行する。